東京都連の取り組みにより、東大和市で趣旨採択された陳情書

二〇〇〇年十二月十四日

公契約条例制定に向けての陳情書

建設ユニオン多摩中央支部
東大和市立野一―二六―十三
電話〇〇四二（五六三）二六六六
ＦＡＸ〇〇四二（五六三）〇一四〇

代表　大田正孝

東大和市議会議長
清水　弘　殿

【請願の趣旨】

今日の建設現場で働く建設労働者の賃金・単価の状況は、元請のダンピング受注や指し値発注により、下請業者の経営が圧迫され、末端で働く仲間達が生計を立てられなくなっています。また若年技能工の確保も危うい事態を招くことが予想されます。この深刻化している建設業界の現状に対して、国会は、十一月十七日の参議院本会議で「公共工事入札・契約適正化法案」を可決・成立させました。この法律は、国、特殊法人、地方公共団体が行う公共工事の入札および契約について、その適正化の基本事項を定め、情報の公表、不正行為等と施工体制の適正に対する措置を講じ、併せて適正化指針の策定等を行い、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業者の健全な発達を図ることを義務づけました。特にこの法律の附帯決議では、建設労働者の適正な賃金を確保するため、「地域雇用と経済を支える優良な中小・中堅建設業者の受注機会の確保、建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるよう努めること」を明記しました。

このような状況の中で、貴自治体においても、更なる施策の充実を図っていただきたく、左記事項に付いて請願いたします。

【請願事項】

一、貴市が発注する工事について、最低でも、公共工事設計労務単価（三省協定賃金）を根拠に積算された労務経費が、当該工事現場に従事する下請事業所の労働者・職人の賃金として確保できるような施策を検討してください。

二、公契約条例（公共工事における賃金などの確保条例）の制定に向けて、適正化指針の策定内容と合わせて十分な検討を行なって下さい。